

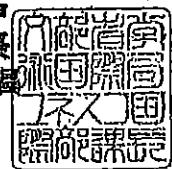
覚

外領 / 第 111 号
56 学啟第 14 号
昭和 56 年 2 月 25 日

外務大臣官房領事移住部
領事第一課長
杉野



文部省学術国際局エヌスコ
国際部国際教育文化課長
福岡昭



在外教育施設派遣教員に係る在勤手当及び旅費等に関する予算を
外務省から文部省に移し替えるに際し、外務省と文部省は下記のと
おり了解する。

記

- 外務省と文部省は、海外子女教育を協力して推進するため、
諸施策の企画、立案及び実施に当たり、情報交換を行うとともに
に必要に応じて連絡調整及び協調を行うこと。

2 在外教育施設派遣教員の在勤手当及び旅費の支給事務の円滑を実施のために必要な資料の提供及び文書の伝達につき、外務省は文部省に協力するとと（資料の提供については別紙の「文書の伝達については別紙の2のとおりとする。」）。

3 文部大臣は、在外教育施設派遣教員の委嘱を行う。また、これら教員の在留国における所得税免除等従来の優遇措置に変更をきたすことがないように外務省はできる限りの配慮を払うこと。

4 在外教育施設派遣教員が住宅を賃借したときには、在外公館長はその家賃月額につき確認すること。

上 在外教育施設派遣教員の赴任・帰国等に係る公用旅券発給請求手続に関しては、外務省及び文部省は密接に連絡を取りながらすすめること（公用旅券発給請求手続については別紙のとおりとする。）。

別 紙

1. 資料の提供について

外務省は、在外教育施設における派遣教員の待遇が在外公館に勤務する外務公務員を参考にして定められていることにかんがみ、文部省がその予算措置等を講ずるに必要な外務公務員の待遇に関する情報（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）及び関係政省令の改正法令に係る資料等）を提供する。

2. 書類及び文書の伝達について

外務省は、在外教育施設教員派遣規則及び在外教育施設派遣教員の手引に示されている様式による申請又は報告に関する書類並びに教員派遣に関する在外教育施設あての文書の伝達につき協力するこれらの書類及び文書の変更がある場合には、文部省及び外務省は必要に応じ協議するものとする。

3. 派遣教員の公用旅券発給請求手続について

- (1) 國際教育文化課長は、派遣教員の公用旅券発給請求に必要な資料を添付して、領事第一課長あて公用旅券発給請求に関する依頼を行う。
- (2) 領事第一課長は、依頼を受けて派遣教員に係る公用旅券発給請求に関する事務を行う。

(3) 旅券発給後、領事第一課長は、国際教育文化課長に旅券を渡すものとする。

(4) 派遣教員の家族呼寄せ等に係る公用旅券発給請求手続についても上記(1)～(3)に準ずる。